

気管支喘息の患者様へ

気管支喘息の方々に対し、国はその管理を充実し「喘息死ゼロ作戦」として県単位での「喘息対策実施事業」を推進しています。

岐阜県も国の補助を受け、この喘息対策実施事業に参加しており、喘息カードの発行によるかかりつけ医と病院医師あるいは救急処置医との連携を図り、喘息死亡をさらに減少させようと努力をしています。

今回、気管支喘息地域連携パスに登録させていただくにあたり、その概要について説明いたします。

喘息発作のために医療機関を受診された場合は必ず受付にて喘息カードを呈示して下さい。喘息発作の状態により、優先的に診察させていただく場合があります。ただし、あくまで、このカードは喘息発作を生じたときの救急外来受診時に使用してください。喘息以外の疾患で救急外来を受診された場合には、本カードを呈示されても、診察を優先させることはありません。もちろん、その喘息以外の疾患による症状が急を要する場合は、カードの有無に関わらずこれまで通りの診察を行うよう対応します。薬剤喘息のある方は、他疾患で受診された場合もカードを呈示していただき、注意すべき薬剤を確認いたします。

また、喘息カードを配布させていただいた方たちに、今後病状などについてアンケートを実施したいと考えております。つきましては、患者登録をさせていただきたいと思っております。登録することに同意していただける方は下記に署名をお願い申し上げます。

もちろん、今回了承された場合でも後々、承諾を撤回される場合は、申し出ていただければ、登録を削除させていただきます。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

私は、喘息カードの発行を受け、患者登録されることを了承いたします。

平成 年 月 日

氏名： _____

病院名：大垣市民病院 呼吸器科 _____

説明医師： _____

以上